

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第1）

様式第1（第2条関係）

新規化学物質製造・輸入届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第4条第1項各号のいずれに該当するか判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第1項の申出を行う場合には、様式第11「低生産量新規化学物質の審査の特例届出書」を添付すること。
6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第1の2）

様式第1の2（第2条の2関係）

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第7条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の2の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後3年間における毎年の輸出予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第7条第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第2）

様式第2（第3条関係）

中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造（輸入）予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地（新規化学物質を輸入しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名）	
6. 新規化学物質を中間物として使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
 - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
3. 数量の単位は k g とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
7. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第3）

様式第3（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位は k g とし、小数点第 1 位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従つて使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第4）

様式第4（第3条関係）

閉鎖系等用途としての新規化学物質製造（輸入）申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し上げます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造（輸入）予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地（新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名）	
6. 新規化学物質を中間物として使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8. 新規化学物質の用途	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

3. 数量の単位は k g とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第5）

様式第5（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質である[申出物質名]が閉鎖系等用途として使用（施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用）され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 閉鎖系等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質の用途及び使用方法並びに新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第6）

様式第6（第3条関係）

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し上げます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあってはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあってはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は地域	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	

備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。

2. 別紙として以下の書類を添付すること。

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造(輸入)しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。

4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。

5. 法人にあっては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第7）

様式第7（第3条関係）

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつ
ては、その代表者の氏名
住 所



新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第8）

様式第8（第3条の2関係）

新規化学物質製造（輸入）報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 { 第3条第1項第1号
第3条第1項第2号
第3条第1項第3号 } に該
当する場合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等
に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称	
2. 確認を受けた年月日	
3. 製造（輸入）実績数量	
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量（令第3条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量）	
5. 製造（輸入）、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況	
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. { } のうち該当しない文字は、まつ消すること。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第9（第4条第1項関係）	
少量新規化学物質製造（輸入）申出書	
事業場の名称	
所在地	
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）	
新規化学物質の物理化学的性状	成分組成
確認を受けようとする年度 （製造・輸入を行おうとする年度）	
製造予定数量又は輸入予定数量	k g
新規化学物質の用途	
新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名	
参考事項	

備考

1

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2

事業場の名称、所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名の欄に記入すること。

3

参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。

4

申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。

5

法人にあっては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。

6

氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。

年　月　日

氏名又は名称及び法人にあっては、
その代表者の氏名
住所

印

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環境大臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)	
① 構造コード	② 用途コード
【分子式に含まれる元素の数等】	【用途番号等】
1	25
10	32
20	
36	40
43	47
50	55
60	

④過去の確認物質

あるない↓↑

2

⑤前年度の確認数量(Kg)

36

40

小数点

⑥前年度の実績数量(Kg)

43

47

小数点

⑦前年度の受付コード【受付番号等】

50

製造輸入↓↑

受付番号

⑧会社コード

55

⑨受付コード【受付番号等】

60

製造輸入↓↑

受付番号(右詰め)

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第10）

様式第10（第4条の2関係）

法第3条第1項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）	
3. 新規化学物質の数平均分子量	
4. 新規化学物質の重量平均分子量	
5. 新規化学物質の単量体単位 のモル比	
6. 新規化学物質の単量体単位 の重量比	
7. 新規化学物質の外観	
8. 新規化学物質の用途	
9. 新規化学物質の純度及び不 純物	
10. その他参考となるべき事項	

- 備考
- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 2. 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量
 - (2) 試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位
のモル比及び重量比
 - (3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果
 - (4) 水・有機溶媒溶解性試験結果
 - (5) 分子量分布、分子量 1,000 未満成分の含有量等
 - (6) 懸念官能基等の有無
 - 3. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
 - 4. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の2の規定により、上記のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住 所



厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

連絡担当者： 部署 住所 〒
氏名 電話 (.....)

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 1 1）

様式第11（第 4 条の 3 関係）

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 5 条第 1 項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 3 の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 申出に係る新規化学物質が法第 5 条第 1 項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 12（第 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項関係）
低生産量新規化学物質製造・輸入申出書

新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）	
確認を受けようとする年度 （製造・輸入を行おうとする年度）	
製造予定数量又は輸入 予定数量	k g
参 考 事 項	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
２　新規化学物質の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
３　参考事項の欄は、過去の実績（確認数量、実績数量）等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。
４　申出事項については、参考となるべき書類を添付することができる。
５　法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 5 条第 4 項の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により上記のとおり申し出ます。

年　月　日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

印

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環　境　大　臣

(低生産量新規化学物質電算処理コード)

①構造コード
【分子式に含まれる元素の数等】

②用途コード
【用途番号等】

③申出数量 (kg)

1	10	20	25	28	32
構造分類	C C 鎖状第三・四 H O N S F G	原子番号数 原子番号数 最長メチレン鎖の数 環の最多 C 開始鎖	C(含直結 C O H) その他の原子団等 異性体	中間量物でない物	用途番号
1	2	3	4	5	6

④過去の確認物質

⑤前年度の確認数量(Kg)

⑥前年度の実績数量(Kg)

⑦前年度の受付コード
【受付番号等】

⑧会社コード

⑨受付コード
【受付番号等】

35	36	40	43	47	50	55	60
あるなし	小数点	小数点	受付番号	製造・輸入	製造・輸入	受付番号(右詰め)	受付番号(右詰め)
1 2	3	4	5	6	7	8	9

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第13）

様式第13（第4条の5関係）

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 14）

様式第 14〔第 8 条〕

電子情報処理組織使用開始申出書

年 月 日

厚生労働大臣

経済産業大臣 殿

環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名 (印)

住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申出者確認コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「申出者確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記入すること。
 - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 15）

様式第 15〔第 8 条〕

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣

経済産業大臣 殿

環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ

つては、その代表者の氏名 印

住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
 - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式（様式第 16）

様式第 16〔第 8 条〕

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣

経済産業大臣 殿

環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ

つては、その代表者の氏名 印

住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 届出者確認コード

2 届出者コード

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。

(1) 部署名

(2) 氏名

(3) 郵便番号

(4) 住所

(5) 電話番号

(6) ファクシミリ番号

(7) 電子メールアドレス

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。